

HPV検査単独法について

Q HPV検査は5年、細胞診は2年に1回となっているのはなぜですか。

A ★HPV検査単独法が5年に1回の理由：HPV検査単独法は感度が高い方法であるため、HPVに罹患するリスクの高い30～60歳の女性は5年に1回の受診頻度でも有効というデータがあります。毎年受けても5年に1回で受けても予防効果は変わらないとされています。
★細胞診が2年に1回の理由：子宮頸がんは一般的に非常にゆっくりと進行するため、前がん状態といわれる段階から浸潤がん(進行がん)になるには、2～3年かかると言われています。2年に1回の受診頻度でも有効というデータが多くあり、毎年受けても隔年で受けても予防効果は変わらないとされています。

市が行う各種がん検診の対象者や検診間隔は、国の指針※に基づき、検診の利益と不利益（偽陰性、偽陽性、過剰診断、偶発症など）を考慮して決めています。本来2年から5年に1回の受診で効果のある検診を毎年受けても効果は上がりず、かえって偽陽性などの不利益が増える可能性があります。

Q 節目年齢の年よりも早く受診したい場合はどうするのか。

A 節目年齢以外の年に検診を受診したい場合は、市が実施する検診ではなく自費でご受診ください。
費用については、医療機関に直接ご確認ください。

Q 前年度から今年度対象年齢が変わったが、来年度以降変わる予定はあるのか。

A 現時点では変更する予定はありませんが、国の指針が見直されましたら、適宜検討していきます。

Q HPV検査を受けられる年齢の時はお知らせが届きますか。

A 検診対象年齢の方には、下記のとおり個別通知でご案内します。
①30.35歳 子宮頸がん検診無料クーポンを送付
②40歳 子宮頸がん及び乳がん検診無料クーポンを送付
③45.50.55.60歳 子宮頸がん検診受診券及び乳がん検診無料クーポンを送付

Q なぜ2種類（HPV検査単独法・細胞診）の検査方法があるのですか。

A 国の指針には、細胞診のみが市の検診基準を満たす方法として記載されていましたが、R6.2月よりHPV検査単独法が新たに追加されました。これにより、市の検診として2種類の検査方法が推奨されることになったため、和光市では令和6年度よりHPV検査単独法と細胞診を採用しています。
なお、検診の対象年齢も国の指針に沿って設定しています。

Q HPV検査単独法と細胞診の違いはなんですか

子宮頸がんはHPV（ヒトパピローマウイルス）というウイルスが原因で発症します。性交渉の経験があるほとんどの女性が一生に一回は感染するといわれています。多くの場合は、自然に消滅しますが、ごく一部は持続的に感染し、数年から数十年の長い期間をかけてがんになることがあります。

A HPV検査単独法：主に今後がんになるリスクがあるかを調べる
採取した細胞を液状化検体（専用の保存溶液の入った容器に入れて保管）とし、その検体内容がHPVの陽性なのか陰性なのかを調べる

細胞診：主に現在のがんの有無を調べる
採取した細胞を顕微鏡で見て、異常の有無を調べる（がん（前）細胞の有無を確認する）

Q トリアージ細胞診とはなんですか

A HPV検査単独法でHPV陽性の場合、液状化検体の検体内容を使用し、細胞診検査をすることをいいます。（初回で採取した検体をそのまま使うので、再度受診する必要はありません）
その細胞診検査でNILM（陰性）の結果の方は、次年度の追跡精検の対象者となります。追跡精検対象者の方は、次年度に再度HPV検査を受け、HPVが自然消滅し陰性になったかどうかを確認します。⇒陽性が続く間は、毎年1回、HPV検査を受けることになります。

Q 令和6年度にHPV（+）・細胞診（陰性）NILMの方（令和7年度の精検追跡対象者）は民間の医療保険に加入する際、身体的異常になりますか。

A 民間保険に加入する条件は、各保険会社により異なりますので、各保険会社にご確認ください。（追跡精検対象者は、経過観察中と類似した取り扱いのため、「異常あり」とは断言できません。）

Q 追跡精検の対象となったら、毎年受診できるのですか。

A 追跡精検の対象となった場合、HPV（-）となるまで、毎年受診勧奨対象となります。

Q 恵愛病院でもHPV検査が受けられますか。

A 恵愛病院では、無料クーポンをお持ちの方のみ受診できますが、受診券のみをお持ちの方は受診できません。
※恵愛病院では細胞診も無料クーポンをお持ちの方のみ受診できます。

※がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針
（健発第0331058号平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添・令和6年2月14日一部改正）